

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案 参照条文

目次

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）	1
○所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）	4
○消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）（抄）	4
復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第五十九号）による改正後	5
○消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）（抄）	7

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（債権者代位権の要件）

第四百二十三条 債権者は、自己の債権を保全するため必要があるときは、債務者に属する権利（以下「被代位権利」という。）を行使することができる。ただし、債務者の一身に専属する権利及び差押えを禁じられた権利は、この限りでない。

2 債権者は、その債権の期限が到来しない間は、被代位権利を行使することができない。ただし、保存行為は、この限りでない。

3 （略）

（債権者への支払又は引渡し）

第四百二十三条の三 債権者は、被代位権利を行使する場合において、被代位権利が金銭の支払又は動産の引渡しを目的とするものであるときは、相手方に対し、その支払又は引渡しを自己に対してすることを求めることができる。この場合において、相手方が債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、被代位権利は、これによって消滅する。

（離婚の規定の準用）

第七百四十九条 第七百二十八条第一項、第七百六十六条から第七百六十九条まで、第七百九十条第一項ただし書並びに第八百十九条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定は、婚姻の取消しについて準用する。

（同居、協力及び扶助の義務）

第七百五十二条 夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。

（婚姻費用の分担）

第七百六十条 夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する。

（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）

第七百六十六条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場

合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

- 2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。
- 3 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前二項の規定による定めを変更し、その他子の監護について相当な処分を命ずることができる。
- 4 前三項の規定によつては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。

(協議上の離婚の規定の準用)

第七百七十一条 第七百六十六条から第七百六十九条までの規定は、裁判上の離婚について準用する。

(認知後の子の監護に関する事項の定め等)

第七百八十八条 第七百六十六条の規定は、父が認知する場合について準用する。

(扶養義務者)

第八百七十七条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

3 前項の規定による審判があつた後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。

(扶養の順位)

第八百七十八条 扶養をする義務のある者が数人ある場合において、扶養をすべき者の順序について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。扶養を受ける権利のある者が数人ある場合において、扶養義務者の資力がその全員を扶養するのに足りないときの扶養を受けるべき者の順序についても、同様とする。

(扶養の程度又は方法)

第八百七十九条 扶養の程度又は方法について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、扶養権利者の需要、扶養義務者の資力その他一切の事情を考慮して、家庭裁判所が、これを定める。

（扶養に関する協議又は審判の変更又は取消し）
第八百八十条 扶養をすべき者若しくは扶養を受けるべき者の順序又は扶養の程度若しくは方法について協議又は審判があつた後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その協議又は審判の変更又は取消しをすることができらる。

○所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 十八 （略）

十九 減価償却資産 不動産所得若しくは雑所得の基因となり、又は不動産所得、事業所得、山林所得若しくは雑所得を生ずべき業務の用に供される建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で償却をすべきものとして政令で定めるものをいう。

二十 四十八 （略）

2 （略）

○消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）（抄）【消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第五十九号）による改正後】

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。

4（略）

（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

第四条（略）

2（略）

3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、当該消費者が、これらの場所から退去しないこと。

二 当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと。

三 当該消費者に対し、当該消費者契約の締結について勧誘をすることを告げずに、当該消費者が任意に退去することが困難な場所であることを知りながら、当該消費者をその場所に同行し、その場所において当該消費者契約の締結について勧誘をすること。

四 当該消費者が当該消費者契約の締結について勧誘を受けている場所において、当該消費者が当該消費者契約を締結するか否かについて相談を行うために電話その他の内閣府令で定める方法によって当該事業者以外の者と連絡する旨の意思を示したにもかかわらず、威迫する言動を交えて、当該消費者が当該方法によって連絡することを妨げること。

五（略）

六 当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該消費者契約の締結について勧誘を行う者に対

して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該消費者に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乗じ、当該消費者契約を締結しなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げること。

七 (略)

八 当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのま
までは当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示してその不安を[あおり](#)、当該消費者契約を
締結することにより確実にその重大な不利益を回避することができる旨を告げること。

九・十 (略)

4
5 6 (略)

(媒介の委託を受けた第三者及び代理人)

第五条 前条の規定は、事業者が第三者に対し、当該事業者と消費者との間における消費者契約の締結につい
て媒介をすることの委託(以下この項において単に「委託」という。)をし、当該委託を受けた第三者(そ
の第三者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下「受託者等」という。)
が消費者に対して同条第一項から第四項までに規定する行為をした場合について準用する。この場合におい
て、同条第二項ただし書中「当該事業者」とあるのは、「当該事業者又は次条第一項に規定する受託者等」
と読み替えるものとする。

2
(略)

○消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）（抄）

（所掌事務）

第四条 消費者庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務（第六条第二項に規定する事務を除く。）をつかさどる。

- 一 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
- 二 消費者の利益の擁護及び増進に關する關係行政機關の事務の調整に關すること。
- 三 消費者の利益の擁護及び増進を圖る上で必要な環境の整備に關する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

四（二十一）（略）

二十二 公益通報者（公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）第二条第二項に規定するもの）をいう。第六条第二項第一号ホにおいて同じ。）の保護に關すること。

二十三 消費生活の動向に關する総合的な調査に關すること。

二十四 所掌事務に係る国際協力に關すること。

二十五 政令で定める文教研修施設において所掌事務に關する研修を行うこと。

二十六 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づく消費者庁に属させられた事務

2・3 （略）

